

議 事 録

令和3年5月7日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和3年第6回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年5月7日(金) 13時21分から14時32分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

- 議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
- 議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
- 議案第32号 買受適格証明願の承認
- 議案第33号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定または修正
- 議案第34号 農地法第4条の規定による許可取消
- 議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第36号 農地転用事業計画変更承認申請
- 議案第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
- 議案第39号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
- 議案第40号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
- 報告第8号 農地法第3条第3の規定による届出

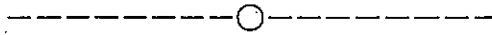
1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数14名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会は成立しております。



2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

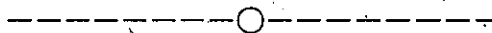
ただ今から、令和3年第6回総会を開会致します。



3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、9番光永太委員、10番志方精之委員にお願いいたします。



4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第30号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第30号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号64番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。

調査書の1ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号65番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。
調査書の2ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号66番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利でございます。
調査書の3ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号67番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の住宅周辺であることから、耕作便利でございます。
調査書の4ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号68番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の自宅に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。
調査書の5ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号69番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、親子間の贈与による取得でございます。
調査書の6ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号70番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。
調査書の7ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号71番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
本案件は、山鹿市が定める別段面積10アール要件による取得でございます。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得でございます。
調査書の8ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号72番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。
調査書の9ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号73番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。
調査書の10ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号74番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得でございます。
調査書の11ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号75番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の自宅に隣接していることから耕作便利による取得でございます。

調査書の12ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号76番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得です。

調査書の13ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号77番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。

調査書の14ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号78番、申請地及び申請人は記載の通りです。

譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得です。

調査書の15ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号79番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の事業所周辺であることから耕作便利による取得でございます。

調査書の16ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号80番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の事業所周辺であることから耕作便利による取得でございます。

調査書の17ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号81番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、親子間の贈与です。

調査書の18ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号82番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得でございます。

調査書の19ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号83番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市が定める別段面積10アール要件による取得でございます。

譲受理由は、親子間の贈与です。

調査書の20ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上20件でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号64番から70番を北部地区担当委員

11番（廣松久喜君）

提案番号64番から70番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号71番から81番を南部地区担当委員

5番（徳丸誠次郎君）

提案番号71番から81番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号82番から83番を東部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号82番から83番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

7番（廣田幸徳君）

提案番号65～66番の農機具の所有状況についてお尋ねします。譲受人はトラックを所有されていますが、調査書に記載がないのは何故ですか？

○事務局（坂口美治君）

譲受人は実際にはトラックを所有されているかと思いますが、申請書に記載された農機具の種類をそのまま調査書に記載しております。

○議長（坂本照子君）

農地法第3条の申請の際には、農機具ほどの程度記載すればいいのか。参考のために教えて下さい。

○事務局（坂口美治君）

個人によって所有されている農機具に差があるので、申請に関係する農機具で主なものを2～3記入していただければいいかと思います。

○議長（坂本照子君）

廣田委員よろしいでしょうか。

7番（廣田幸徳君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第23号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第31号、農地法第3条の規定による使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第31号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請でございます。

提案番号3番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利による使用貸借権設定10年です。調査書の21ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号4番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利による使用貸借権設定10年です。調査書の22ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号5番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利による使用貸借権設定10年です。調査書の23ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号6番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利による貸借権設定10年です。調査書の24ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号7番、申請地及び申請人は記載の通りです。

借り受け理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利による貸借権設定10年です。調査書の25ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号8番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金設定による使用貸借権設定10年です。調査書の26ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号9番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金設定による使用貸借権設定10年です。調査書の27ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上7件でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号3番から9番を南部地区担当委員

9番（光永太君）

提案番号3番から9番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号、農地の公売に対する買受適格証明願承認を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第32号農地の公売に対する買受適格証明願承認についてでございます。

農地等の所有権の移転について、山鹿市が行う私有財産の一般競争入札に係る買受適格証明願いが下記のとおり申請があったので、農地法第3条第1項の規定により適格である旨の証明をしたいから、委員会の議決を求めるものでございます。

なお、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条第1項に基づく申請を行った場合において、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決を合わせて求めるものです。

提案番号1番 土地の所在及び申請人については議案書記載の通りです。

農地法第3条第2項の各号の要件の調査内容については調査書28ページに記載の通りです。

備考としまして、

- 1 入札の期間 令和3年5月7日から5月21日まで
- 2 開札の期日 令和3年6月4日午前11時
- 3 開札の場所 山鹿市役所4階403Bとなっております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第32号は、原案のとおり適格である旨を証明し、農地法第3条第1項による申請があった場合は、許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定及び修正についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第33号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定又は修正についてでございます。

山鹿市農業委員会が、平成21年12月から独自に設定している、農用地区域外の農地の下限面積について、「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年、下限面積の設定又は修正について検討し、公表する必要があることから、下記について意見を求めるものでございます。

方針としましては、これまで通りとし、農用地区域外の農地10アール、空き家に附属し農業委員会が指定した農地1アールとするものです。

理由としましては、農用地区域内の農地の下限面積については、認定農業者等へ農地を集積・集約し、農地の効率的な利用を図る必要があることから、農林水産省令で定める基準に基づき50アールとなっておりますが、農用地区域外の農地の下限面積については、認定農業者以外の農家や新規就農者による農地の効率的な利用や遊休農地の発生防止等を目的に10アールとするものです。

また、空き家に附属し農業委員会が指定した農地の下限面積については、遊休農地の発生防止・解消や移住・定住者を含めた新規就農の促進を図るため1アールとするものです。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13番（隈部誠一君）

平成21年12月から農用地区域外の農地について下限面積が10アールに引き下げられ運用されていきますが、空き家に付属せず、農業委員会が指定していない10アールに満たない農地を買いたいと相談を受ける場合があるので、引き下げて設定が出来ないものかお尋ねです。

○事務局（坂口美治君）

平成21年12月に農用地区域外の農地の下限面積が10アールに設定された根拠につきましては、農地法施行規則の第17条に「農業委員会が定めようとする別断の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること。」と規定されていますので、農林水産省令で定める基準に基づき50アールから下限面積を10アールに引き下げて設定されたものと推測します。

13番（隈部誠一君）

農地法施行規則で定められているのであれば、10アールを引き下げるのは難しいと考えますが、10アールに満たない農地の権利の移転が出来なくなれば、遊休農地が増えていく恐れがあるので、更なる引き下げが出来るのかを尋ねてみました。

○事務局（坂口美治君）

現在の農地法においては、農用地区域外の農地を所有権移転する場合の方法としては、所有権移転の申請と併せて使用収益権設定の申請を同時に行う事で基準面積の10アールを超えれば、要件を満たすので、所有権移転の登記が可能となります。

○議長（坂本照子君）

隈部委員よろしいでしょうか。

13番（隈部誠一君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積についての修正は行わないことに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号、農地法第4条の規定による許可取消についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第34号 農地法第4条の規定による許可取消についてでございます。

提案番号1番の土地の所在、地目、面積、申請者、総会開催日、転用の目的につきまして、議案書記載のとおりです。

許可取消の理由は、この案件は、4月5日の総会において農地法第4条の規定に基づく許可決定を受け、県に進達しましたが、本庁の担い手支援課と農業会議の打ち合わせの中で、「農業経営基盤強化促進法による利用集積計画において、農地の取得と同時に転用までを一括で処理を行う広告がなされているものは、農地法による許可が不要とされているため、常設審議会へ議題の取下げを行うとともに、許

可不要の届け出を提出するように」との指摘を受けたものによるものです。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり許可取消に賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案35号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号4番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田293㎡を駐車場に転用する案件です。

なお、申請地は、昭和50年頃からすでに駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号5番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田3筆、計2,531㎡を月極駐車場に転用する案件です。

調査書の32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号6番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑、計272㎡を倉庫等・駐車場に転用する案件です。

なお、申請地は、昭和60年頃に倉庫が建設されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の34ページに立地基準を、35ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、3件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号4番から6番を南部地区担当委員

3番（森喜代輝君）

提案番号4番から6番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第35号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第36号、農地転用事業計画変更承認申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

農地転用事業計画承認申請でございます。

提案番号1番と2番は関連しているため、一括してご説明します。

転用者、事業計画、当初の許可年月日は議案書記載の通りです。2番の事業用地から167.95㎡を分筆して1番の事業用地に加え、1番の住宅を建設する位置を新たに加えた土地部分に変更するものです。

調査書の36ページ及び38ページに立地基準を、37ページ及び39ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2件です。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第37号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第37号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号30番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑371㎡を取得し、寺院の境内地として転用する案件です。

なお、申請地は長年境内地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

調査書の40ページに立地基準を、41ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号31番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田4筆計1,667㎡を取得し、砂防ダム的一种である石塊かん止堤及び沈砂池として転用する案件です。

調査書の42ページに立地基準を、43ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号32番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑3筆計961㎡を取得し、駐車場及び物置として転用する案件です。

なお、申請地は平成12年から駐車場及び物置として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

調査書の44ページに立地基準を、45ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号33番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑330㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の46ページに立地基準を、47ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号34番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、10㎡を取得し、申請地に隣接する宅地への通路として転用する案件です。

調査書の48ページに立地基準を、49ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基

準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 35 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の田、618 m²を取得し、資材置き場等として転用する案件です。
調査書の 50 ページに立地基準を、51 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 36 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑、99 m²を取得し、資材置場として転用するものです。
なお、申請地は長年にわたり資材置場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。
調査書の 52 ページに立地基準を、53 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 37 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田、691 m²に使用貸借権を設定し、農家住宅として転用する案件です。
調査書の 54 ページに立地基準を、55 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 38 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑、2,742 m²を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。
調査書の 56 ページに立地基準を、57 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 39 番及び 40 番は、同一案件ですので、一括して説明いたします。
土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田 2 筆を取得または使用貸借権を設定し、田以外の地目を加えた、999 m²を農家住宅として転用する案件です。
調査書の 58 ページ及び 60 ページに立地基準を、59 ページ及び 61 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 41 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑、1,073 m²を取得し、宅地を拡張して駐車場等として転用するものです。

なお、申請地は、すでに工事に着手されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

調査書の 62 ページに立地基準を、63 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、12 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 30 番から 31 番を北部地区担当委員

12 番（田中春雄君）

提案番号 30 番から 31 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 32 番から 36 番を南部地区担当委員

10 番（志方精之君）

提案番号 32 番から 36 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 37 番から 41 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 37 番から 41 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 37 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 38 号、業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 9 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件につきましては、4 月 19 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであり

ます。

提案番号 10 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 11 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 12 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 10 番から 12 番の案件につきましては、4 月 20 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

提案番号 13 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件については、農用地区域以外の農地が含まれるため、農業公社を通した中間管理事業の対象とならないため、相対での売買となったものです。

この案件につきましては、4 月 14 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号 12 番及び提案番号 13 番に係る調査書 64 ページと 65 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 38 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 39 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申請があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により決定したので、委員会の議決を求めるものでございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 19 件、再設定が 1 件でその面積は、55,677 m²でございます。

提案番号 192 番から 70 ページの提案番号 211 番までの申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。提案番号 211 番の案件については、東部班において現地調査を行い、利用権設定につながった案件でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 66 ページから 75 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

また、提案番号 202 番から 207 番の法人については、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。

農地所有適格法人については、①法人形態要件、②事業要件、③議決権要件、④役員要件の 4 つの要件全てを満たすことによって、農地の所有権等を取得して農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。

まず、「法人形態要件」につきましては、「平成 21 年 9 月 17 日に株式会社」として法人登記がなされておりますので、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、定款及び履歴事項全部証明に「農産物の生産、加工、販売」等の記載がありますので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、「本法人の議決権は 800 で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が 800 であります」ので、該当しております。

最後に、「役員要件」につきましては、役員 4 名のうち全員が年間 200 日農業に従事しており、役員 1 名が年間 200 日農作業に常時従事しておりますので、該当いたします。以上 4 つの要件全てを満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 39 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 40 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第 40 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 6～9 番については、所有者が同じで、隣接しているため一括して説明します。土地の所在、

地目、面積、所有者、利用状況調査につきまして、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の現地写真の31～33ページに掲載のとおり、真竹、女竹、雑木等が繁茂している状態で、申請地の周囲は山林に囲まれるなど、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第8号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年3月に届出がありました件数は8件、筆数の合計は62筆、面積の合計は67,969㎡でございます。詳細につきましては、73ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第8号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第

6 回総会を閉会いたします。



6. 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「札」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

9 番 農業委員

光永 太

10 番 農業委員

志 永 精 之